

井手町商工会中小企業知恵の経営ステップアップ事業実施要領

1 井手町内に事業所を有する下記の中小企業等が対象

(1) 中小企業等（注1）

[中小企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模企業（注2）

[小規模企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

2 平成30年4月1日から平成31年2月15日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)又は集客向上に繋がる取組(事業)などが対象

3 補助金については次のとおり

項目	対象	補助率	補助上限
経営改善型	中小企業等 小規模企業※	3分の2	200,000円
	中小企業等 中小企業（小規模企業除く。）※	2分の1	300,000円

【補助対象経費の具体例】

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料 ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費 ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの
 - ※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の支払いが対象となります。
 - ※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください(必着)。

- (1) ○印の書類を、原本(押印したもの)1部を提出してください。

提出書類	中小企業者等	商店街団体
交付申請書	○	○
定款又は規約		○
事前着手届	○(※1、※2)	○(※1、※2)

※1 平成30年4月1日以降で交付決定の日以前に事業に着手(発注や契約行為を含む。)される場合は提出してください。

※2 平成30年3月31日以前に着手(発注や契約行為を含む。)の取組(事業)については、補助金の交付を受けることができません。

- (2) 交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。

5 取組(事業)については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善(商店街:集客)に繋がる工夫を凝らした取組(事業)であること。
- (2) 経営改善(商店街:集客)の見通し(売上向上、販路開拓、効率化等)があること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

6 補助金の交付又は不交付の決定は、募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払とします。

7 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後速やかに実績報告書を井手町商工会に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料(成果物見本や写真等を含む。)の添付が必要です。
(その際、取組(事業)実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。)
- (2) 井手町商工会において実績報告書を受領後、取組(事業)及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。